

## ギリシア語ハ読マレザルニアラズ? : 新勅法一五九号とヴェルテンベルグ対オレンジ公ウィリアム事件(一五四四年-一六六六年)

ロキン, J・H・A  
フローニンゲン大学

五十君(安武), 麻里子  
九州大学大学院法学研究院

<https://doi.org/10.15017/10721>

---

出版情報 : 法政研究. 73 (3), pp.143-161, 2006-12-26. Hosei Gakkai (Institute for Law and Politics) Kyushu University

バージョン :

権利関係 :

ギリシア語ハ読マレザルニアラズ？  
 新勅法一五九号とヴェルテンベルグ対オレンジ公  
 ウィリアム事件（一五四四年—一六六六年）

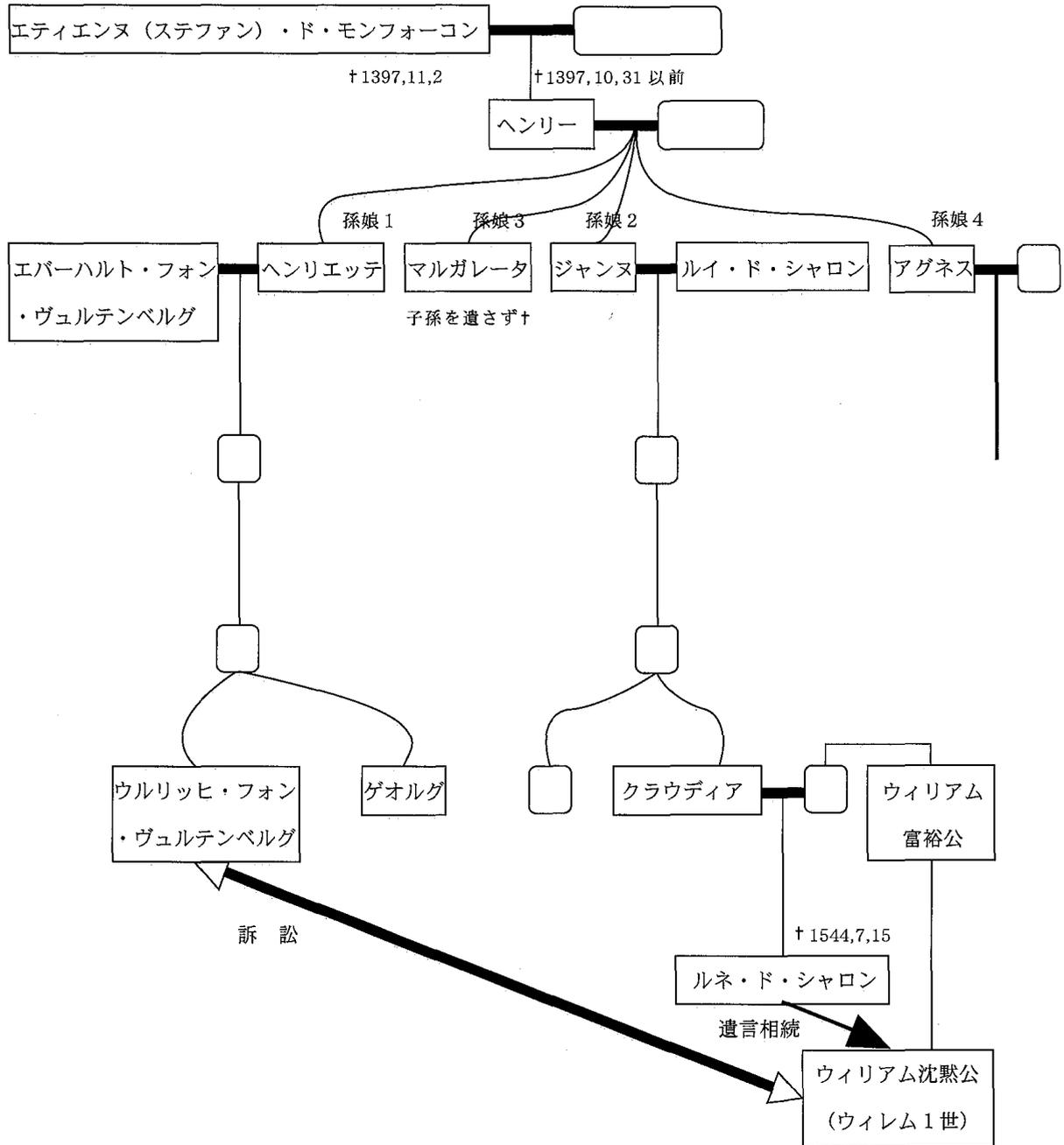
J・H・A・ロキン

五十君麻里子（訳）

一五四四年七月一五日、ルネ・ド・シャロンはシャンパーニュ地方サン・ディージェの包囲戦で大砲を受け、重傷を負いました。フランソワ一世との戦闘に参加していた「神聖ローマ帝国」皇帝カール五世は、忠実な僕の死の床に急ぎ、ブランドームによると「今生の別れを告げつつ寵臣の頬に接吻を賜り、目に涙してその枕辺からご退出遊ばされた」といいます。<sup>1)</sup>少なくともオランダの歴史家なら誰でも知っていることですが、ルネ・ド・シャロンの死は翌日<sup>2)</sup>からオランダの歴史に決定的な影響をもたらします。というのも、彼が彼の遺言に、彼の実の従弟のナツサウ家のウィリアム「ウィレム一世、ウィレム寡黙公」を、すなわち多子故に富裕公ウィリアムとして知られる彼の叔父、ウィリアムの息子を、もし彼「ルネ・ド・シャロン」が子孫なく死亡した場合には単独の相続人とする、と規定していたからです。実際その通りだったので「ルネ・ド・シャロンは子孫を残さず死亡したので」、オランダ公国を含む豊かな相続財産が

ウィリアムの懐に舞い込むこととなりました。その結果、ほとんど無名であった一一歳の伯爵が突然、他の主権統治者達と肩を並べる君主となったわけです。<sup>(3)</sup> オランダ王家はこの時から、現在のオラニエ・ナッサウ家となりました。

私はここで、オレンジ公の公国と称号の歴史について議論するつもりはありません。ただし、オランダ人としては、興味深い点が一点あるので、これについては述べておきましょう。一七〇二年に「イギリス」国王でありオランダ統領でもあったウィリアム三世「『名誉革命後妻メアリー二世とともに共同統治者として英王に即位したオレンジ公ウィリアム』が子を遺さず死亡し、その結果彼の家系は絶えます。残る唯一の家系は、ウィレム寡黙公の末の息子、フレデリック・ヘンリーの家系でしたが、彼には二人の娘がありました。フレデリック・ヘンリーの遺言により、「オラニエ」公国は「フレデリック・ヘンリーの」長女の、後にプロシア国王となる息子「『後のフリードリッヒ一世』のものとなりましたが、他方、ウィリアム三世自身の遺言により、フレデリック・ヘンリーの次女の子孫であるナッサウ・ディーツ公ヤン・ウィレム・フリーゾが、フランドル統領を相続します。しかし一七〇二年当時、オラニエ公国は実際にはルイ一四世に占領されていました。彼「『ルイ一四世』はそれ「『オラニエ公国』を、シャロン家の親戚にあたるコンティ公に、簡単に下賜してしまおうのです。この興味深い国制にかかわる事件の結末は、いわば「三方一両得」でした。一七一三年のユトレヒト条約によってコンティ公は公国を与えられましたが、しかしフランス国王の主権下に限ったことであって、称号と紋章はプロシア王に与えられることとなりました。さらに、一七三二年のプロイセンとの条約により、フリーゾ・ナッサウ家もまた称号と紋章を獲得し、その結果、オラニエ公の称号の正当な相続人が、以来、二人存在することとなったのです。オランダでは、王国建国以来、称号継承者は元首の長男と決まっています。それに対して、ドイツにおいてはホーエンツォレルン家の家長が称号を持つこととなっています。面白いことに、一九一八年から一九四一年の間、オランダの唯一人の正当なオラニエ公はドルン「『ユトレヒト州の町』に居住していました。その彼とは、かつてのドイツ皇帝「であり、第一次大戦後亡命先のオランダに居住していた」<sup>(4)</sup> ヴィルヘルム二世だったので。



一五四四年に、そして一一歳のウイレム・ナツサウ寡黙公にもたらされた相続財産に、話題を戻すこととしましょう。この相続財産には、オラニエ公国のみならず、エティエンヌ（ステファン）・ド・モンフォーコン、モンベヤール（ドイツ語ではメンペルガルド）伯の財産に由来する、ブルゴーニュの様々な所領も含まれていました。一三九七年一〇月三十一日、同伯爵は彼の所領とそのほとんどがブルゴーニュにあったのですが、その頃十字軍に参加し東ハンガリーでトルコ軍と戦っていた、息子ヘンリーに遺す遺言を作成しました。彼は、その時点でヘンリーが既に命を落としていたことを知らなかったのです。しかし、賢明な遺言者であった彼は、遺言に代襲条項を入れていました。もし彼の息子が彼よりも先に死亡するならば、彼の四人の孫娘が相続する、と。一〇月三十一日の時点で彼女達は未成年でした。そして、彼女達のうちの誰かが子孫なく死亡する場合、その者の「相続した」所領を他の孫娘達のものとするべきとされていました。これが現実となります。すなわち彼の孫娘のマルガレータが子を遺すことなく死亡したのです。この結果、家系図にある通り、三人の相続人が残りませんでした。

ステファンは、ある一つの条項を「彼の遺言で」規定しましたが、これが私の話に重要です。彼は、孫娘の相続人達に所領を、例えば売却や贈与により、生存中に処分することも、例えば遺言や特定物遺贈の手段で、死因処分を行うことも、禁じる旨明記したのです。ひとつの血統が断絶した場合には、所領は、断絶した血統に最も近い他の系列の子孫に帰属するべきものとされました。一言で言えば、ステファンは譲渡の一般禁止を発し、その際、それぞれの世代に地所を完全なまま次の世代に引き渡す義務を課す、家系内信託遺贈を法的手段としたわけです。一三九七年一月二日エティエンヌ・ド・モンフォーコンは死亡しました。彼は明らかに、遺言を死の床で作成したのでしょうか。ヘンリー死去の報がその子ども達に伝えられると、ステファンの四人の孫娘達は彼女達の後見人を通じて相続を承認します。彼女達は富裕な相続人となり、間もなく多くの求婚者が現れました。この相続財産全体の顛末について、この原稿の範囲で述べることは不可能です。そこで年長の二人の娘に限定して話を進めることとしましょう。二人とは、ヴェルテンベルグ

家のエバーハルトと結婚したヘンリエットと、ルイ・ド・シャロンと結婚したジャンヌのことです。二人の子孫は続いていましたが、ジャンヌの血統は一五四四年にとうとう断絶してしまいます。既に見たように、ルネ・ド・シャロンがサン・ディジェで死亡し、一歳歳のナッサウ家のウィリアムが相続人となった時に、です。彼「ルネ・ド・シャロンの父方の従弟であるナッサウ家のウィリアム」の血管にはただの一滴も「母方の血統の」モンフォーコンの血は流れておらず、この事実が、最年長「の孫娘」ヘンリエット「の家系の相続人であるヴェルテンベルグ公爵ウルリッヒを動かす、法的手段を取らせました。彼は、一五四四年直ちに、ブルゴーニュの所領の管轄権を持つドールのパルマン（裁判所）において、モンフォーコンの所領は、彼の見解によると自分の正当な所有物であるから、自らの占有に置かれるべき、と要求したのです。占有を得ることが重要だったのは、占有者は証拠法により所有者と推定され举证責任を免れると同時に、その結果「幸福な占有者 (beatus possessor)」とされるからです。しかし裁判所の決定はこれとは異なるものでした。一五四五年四月一七日、ドールのパルマンはモンフォーコンとレオモンの所領を含む諸所領の占有を、オラニエ公ウィリアムに認めたのです。このためウルリッヒは彼の権利の方が強いことを証明しなければならなくなりました。彼は、その根拠を、一三九七年に遡る譲渡の一般禁止に置きました。しかし「彼の取った法的手段は」それだけではありません。長年の間に彼自身の家系でも所領が譲渡されていたことを知ったので、彼は様々な取得者に対する訴訟を開始し、所領を取り戻そうとしたのです。この事件は、遺言相続法に関するものであったため、ローマ法に照らして判断されなければなりません。遺言は、「慣習法・ゲルマン法ではなく」まさにローマ法から、カノン法を経由してゲルマン諸国にもたらされたからです。ウルリッヒは賭けに出ることを避けました。彼は助言を求めたのです。はじめにももちろん「彼自身」「叔父のエバーハルト六世が創設」の「大学、一四七七年の創立後まだあまり年数を経ていない、チュービンゲン大学で助言を求めました。彼は好運でした。一五五三年以降、その時代の最も偉大でしかも最も多彩な法律専門家たちの一人がそこで働いていたからです。シャルル・ドウムラン、またの名をカロルス・モリナエ

ウス（一五〇〇—一五六六）は、オラニエ公の事件とは異なる事件に関するものでしたが、実際にモンフォーコン訴訟についての意見を「ヴェルテンベルグ家に」与えています。<sup>5)</sup> 次いでウルリッヒは、バーゼル出身の高名な人文主義法学者ボニファキウス・アマールバッハ（一四九五—一五六一）に、オラニエ事件そのものに利する法律鑑定書を依頼します。アマールバッハは、一五四四年一月三〇日にチュービンゲン大学の法学部が出した見解を検討しました。彼はまずドイツ語で暫定意見を提出し、ついでラテン語で正式の意見を表明します。<sup>6)</sup> これらの意見書は詳細に検討するにはあまりにも長過ぎます。しかし、私が扱うのは一点についてなので、それもないでしょう。

アマールバッハが彼の意見を直ちにラテン語の正式なバージョンで書かなかった理由は、彼の暫定的な結論が、ヴェルテンベルグの勝算について悲観視するものだったからに他なりません。彼は、遺言の文言の効力に関する多くの異論を排除することには成功し、譲渡禁止が法的に有効であるとの結論に達しはしたのですが、彼の行く手、そしてヴェルテンベルグの行く手を阻む障害が、除きがたく存在しました。新勅法一五九号<sup>7)</sup>です。この新勅法は、ユスティニアヌス帝により、当時を遡ることほぼ一〇〇〇年の五五五年六月一日に発布され、「継受された」ローマ法、すなわち法的に有効なローマ法の一部を成していました。では、新勅法一五九号「二章」の規定はどのようなものだったのでしょうか。同号同章は、「オラニエ公事件と」同様に、コンスタンチノーブルの建物と土地の譲渡を禁止する具体的事件に対する解答として、五五五年に発布されたものでした。事件はかなり複雑なものですが、今私に興味のある法原則の方はむしろ単純です。ユスティニアヌスは、譲渡禁止は第四世代まで (*usque ad quartum gradum*) 法的効力を持続する、と規定しさらに、これに続く世代については「譲渡禁止は」効力を失う、と規定したのである。新勅法の最後に皇帝は、ここで明記された法原則は普遍的に有効であり、将来に生じる同様の事例はこの勅法によって判断されるべき、ともしています。中身についてはそれくらいにして、次に新勅法がいかに伝えられたかについて触れましょう。

新勅法はギリシア語で書かれていました。しかし中世には「ギリシア語ハ読マレザル (*graeca non leguntur*)」とき

れていたもので、『新勅法羅文正訳 (Authenticum)』として知られる奇妙なラテン語「翻訳」の形で継受されることとなります。<sup>(8)</sup>

何世紀にもわたって、『新勅法羅文正訳』の性質については多くの異なる学説が唱えられてきました。最も広く受け入れられていた説は、古代に書かれた『新勅法羅文正訳』の断章に、何世紀にもわたって、卑俗ラテン語の文言が付け加えられ、多かれ少なかれ一体のものが出来上がった、というものです。『新勅法羅文正訳』の「文体が野蛮で文の流れも意味不明であることから、このことを説明するために、かような説が考えだされたわけです。全ての偉大な法学者が、『新勅法羅文正訳』について書いていると書いて間違ひありません。『新勅法羅文正訳』を発見し、当初修道僧の捏造であると思つたイルネリウスから、フォン・サヴィニー、ザハリアエ・フォン・リンゲンタール、ハイムバッハ、クリューガーそれにヴェンガーへと至る「人々が皆書いているのですから」。「このうち最新の」ヴェンガーの見解によれば、『新勅法羅文正訳』は、元来のテキストと卑俗のテキストが「次第に融合して出来上がったテキストでした。しかしその本来の姿は、私の前任者であり先生でもあるH・J・スヘルテマにより、ほんの数ページの論文において、一九六三年に明らかにされました。<sup>(9)</sup> 彼は、『新勅法羅文正訳』が、実は翻訳ではないことを示したのです。通常は文章を訳したものを翻訳と呼びますが、少なくとも、この意味の翻訳では全くありません。ギリシア語で書かれた新勅法を学ぶラテン語を話す学生の助けとなるよう、文ではなく、個々別々のギリシア語の単語に対応するラテン語を、メモしたものでしたのです。彼は、このカタ・ポダスとして知られる語対語の翻訳が、個々のギリシア語単語の上の行間に書かれていたことも合わせて示しました。『新勅法羅文正訳』は、ギリシア語へのアクセスを持たない、ラテン語を話す学生たちに、ギリシア語で書かれた新勅法を理解させるための補助だったのです。時には、一つのギリシア語単語に、さらに分かりやすいようにと、二つのラテン語翻訳が付けられています。例えば、『新勅法羅文正訳』七二号は、新勅法七〇号 [praef.] の *α νομοθέτρια* を *absque lege sine legislatione* (法なしに、制定法なく) と翻訳し、新勅法六号

[cap.4] ἡ ἐπιτομήματα とあるのを、『新勅法羅文正訳』六号は scientes eruditos (「文字を」知る者らを、教育を受けた者らを)と訳しています。新勅法一〇五号 [pr.] の οὐκ は『新勅法羅文正訳』三四号の quoniam quod (なぜなら、(なので)です。ユステイニアヌスの死後ほどなく、ラテン語のテキストがギリシア語のテキストから引き離されてしまったため、<sup>10</sup>最終結果は極めて奇妙なものとなってしまいました。とりわけ、テキスト分離の後、何もかもが間違った方向に進んでしまったからなおさらです。一例をあげると、ギリシア語の上のラテン語のテキストを写すべき写字生が、時折その下のギリシア語のテキストまであわせて写してしまった、<sup>11</sup>ということもありました。新勅法一五九号とそのラテン語翻訳『新勅法羅文正訳』一二六号はその好例です。

#### 新勅法一五九号二章序項

事例全体を相応の詳細さでもって検討した結果、いまや我々は次のような見解に達した。亡大ヒエリオスの息子にして、その父の遺言により所有者となった栄えある亡コンスタンティヌスの所有物について争いが正当に提起されることはなく、むしろその訴権から、アレクサンデルのみならず残りの全家族も排除されなければならない、と。なぜなら、遺言の文言も禁止の対象を子のみに制限しているし、家の一員となった彼女達に栄えあるヒエリオスの権利を与えた、栄えある亡ヒエリオスの息子達自身も、ある意味で自らに属する物を譲渡し、一言でいわば、一致して代襲を断念したからである。しかし小書付がその所有者として栄えある小ヒエリオスを指定した郊外の土地について言えば、かような紛争が四世代後に提起されるならば、我々には、あまりにも遠縁にすぎると思われた。我々の法律が嫁を家族の一員と評価するため、ともに家族に数えられるべきところの栄えあるマリアとマリアが生存している現在…

Κατασκευάμενοι δὲ τὴν ὄλην ἡμεῖς μεθ' ὅσας ἐξήρην ἀκριβείας ὑπόθεσαν ἐπὶ μὲν τοῖς ἄλλοις παράγμασιν, ὡν δὴπρην Κωνσταντῖνος ὁ τῆς ἐνδοξοῦ μνήμης ὁ Ἰερίου τοῦ πρῶτου πατρὸς καὶ τῶν τοῦ πατρὸς 15 διαθήκων γέγονε κύριος, οὐδὲ τὴν τυχοῦσαν ἐπήθησαν καλῶς ἐπιστάσθαι ζητησάν, εἰργασθῆαι δὲ τῆς ἐπὶ τοῦτοῖς ἀγγελωῆς οὐκ ἀλέξανδρον μόνον τὸν ἐνδοξότατον, ἀλλὰ καὶ τὴν λοιπὴν πᾶσαν φαμίλιαν, τῶν τε τῆς διαθήκης δημάτων μέχρι μόνων παιδῶν ἰσῶν 20 τῶν τὴν κληύσιν καὶ αὐτῶν τῶν Ἰερίου τοῦ τῆς ἐνδοξοῦ μνήμης υἱῶν, δι' ὧν εἰσποιοῦσι σφῶς αὐτοῖς τοῖς Ἰερίου δικαίους οἱ μετ' ἐκείνου τῆς φαμίλιας ὑπάρχοντες μέροσ, ἐκποιησάντων τινὰ τῶν παρ' αὐτοῖς καὶ ὅλως ὡςπερ εἰ τὴν ὑποκατάστασιν ἐκ γυνήμης 25 ἀπαγορευσάντων μιάσ. ἐπὶ δὲ γε τῷ προαστείῳ, οὐδὲ κῶριον ὁ κωδικίλος Ἰερίου δείκνυσσι τὸν ἐνδοξόν τῆ μνήμη, πολλῆς ἡμῶν ἐδοξεν ἀνέμιστον εἶναι περιεργίας τετρασιν ὑστέρων γενεαῖς τὴν τοιαύτην εἰς μέσον ἄγασθαι ζητησάν. νῦν μὲν γὰρ Μαρία καὶ Μα- 30 αρίας τῶν ἐνδοξοτάτων ἐπι περιουσιῶν, ἄσ δὴπρην καὶ αὐτὰς ἐν τῇ φαμίλιᾳ θετέον, τῶν ἡμετέρων νόμων καὶ τὰς νύμφας τούτου τοῦ προσηγήματος εἰσινόντων,

considerantes oportere subtilitatis cognitionem in aliis quidem rebus, quae Constantinus gloriosae memoriae Hierio seniori, de quibus ex testamento factus 15 est dominus, nihil accipere existimavimus bene surgere quaestionem, vacare vero in istis actione non Alexandrum solum virum gloriosum, sed et reliquam omnem familiam, ex testamenti verbis usque ad filios solum stare prohibitionem, et ipsum Hierio 20 gloriosae memoriae filium, per quos facientes [εἰσποιοῦσιν σφῶς αὐτοῖς] eos Hierii iura qui post eos familiae substituentes partem alienaverunt quae apud eos, tanquam in substitutionem ex voluntate interdictorum unius. In proastio vero neque si dominum 25 codicilli Hierium ostendant gloriosae memoriae, multae nobis visum est plenum esse περιεργίας quattuor postea generationes huiusmodi in medium deduci quaestionem. Nunc igitur gloriosissimis feminis Maria et Maria adhuc superstitibus, quas et ipsas in familia nostris legibus et nurus huiusmodi verbis

19 stare] set et stare R<sup>a</sup> || Hierii Beck] hierium libri || 20 \* facientes εἰσποιοῦσιν σφῶς αὐτοῖς eos] eis facientes riosch CΦΛCΑΠPosses T ei facientes noiosGNCAKTPPO-Zeol (ἀκρωτόσεως m. rec. in marg.) R eis facientes cum spatio vacuo ꝑ vs. (nihil deficit nisi grecum V<sup>s</sup> in marg.) V. Graeca verba εἰσποιοῦσιν σφῶς αὐτοῖς interpretatiōni facientes eos adscripta seclasi || 21 familia V || 22 alienaveruntque apud V || 23 substitutione T || 24 unus T || 26 visum est] insumere V || esset est R || περιεργισαε (περιεργίας m. rec. in marg.) R nepi cum spatio 5 lit. (s. v. Grecum m.<sup>2</sup>) T om. in spat. vac. 5—6 lit. V (Grecum deficit V<sup>s</sup> in marg.) || 27 postea] eius postea V || generaleiones R<sup>a</sup> || 28 gloriosissimis RT] gloriosis V vulg. || 29 in] a V || 30 et nurus scr. V<sup>s</sup> in spat. vac. || verbis] pro verbis T<sup>a</sup>, verbum Beck

## 『新勅法羅文正訳』一二六号二章序項

必要な詳細さで、訴えと、コンスタンティヌスが、父、栄えある亡ヒエリオスの遺言で所有者とされた、その他の事情を検討し、我々は、問題が正当に提起されたにせよ、何も受け取らないと判断した。すなわちその訴権において栄えあるアレクサンデルのみならず、のこりの家族全員が、獲得しない。遺言の文言から息子達までのみ禁止が適用され、また栄えある亡ヒエリオスの、彼らを通じて彼らをヒエリオスの権利が為した [εἰστρονοῦσιν ὅφθαλμοὺς]、息子<sup>単数</sup>自身が、彼らの後家産の、彼ら以前にあたかも特示命令者達の一致した意思に拠って代襲へ、一部を代襲した者達が譲渡した。郊外の土地については実際、栄えある亡ヒエリオスを小書付で所有者と指定したならば、*νεπέπνιας*その後四世代でかように問題が提起されることは、明らかかなことは、過剰であるというのが我々の見解である。いまや従って、我々の法律が嫁もこの文言に含むので、自らも家族の一員となった栄えあるマリアとマリアが今も生存する中、…

「ラテン語テキストの」二〇行目の *per quos facientes eos* という言葉の間に角括弧でいくつかのギリシア語単語が配置されています。異文を示すパラトウスは、この箇所について写本に何が書かれていたのかを、正確に示しています。一三世紀のミュンヘン写本三五〇九 (T) には *τιοςχCΘA CAYΠορεος* が *eis facientes* の後に付け加えられていました。ベルリンの写本 R (ベルリン写本二七一、一三世紀) では *ei facientes* の後に *νοροςGN CαKTYΠOZ eoσ* が付いています。欄外ではより新しい手で、この理解不能なごた混ぜを *ακρυβότασ* と解説していますが、これは文字通り削除、解除を意味し、意味をなしません。これらより少し後のウィーン写本 Lat. iur. cir.19 (V) は単語の解説を放棄してしまい、行の四分の三を白紙のまま残していましたが、ずっと後の手で (V3) 欄外に「ギリシア語以外何も欠けていない (*nihil deficit nisi grecum*)」と付け加えられています。最終的に、校訂版刊行者のシヨエルとクロルは、

facientes eos の語をより分かりやすくしようと、新勅法一五九号の二二行目のギリシア語の単語 *ἐπιστολοῦσι ὁδῶν αὐτοῦ* を付け加え、これを角括弧で示しました。しかし、実は逆だったのです。ラテン語の単語はギリシア語を分かりやすくするためのものだったのですから。

同じことが、引用の二六行目でも生じています。ラテン語とギリシア語のテキストが分離された際に、偶然、新勅法二八行目の *περὶ περὶ* がラテン語テキストに残ってしまいました。「本文の」写字生は *περὶ περὶ* と書いていたのですが、ベルリン写本の欄外に、この語がその後の改訂者の手で書かれています。ミュンヘン写本は *περὶ* 〔= *περὶ* の字形をなぞったもの〕の文字の後、残りの五文字を埋めることができずにそのままにして、さらに行の上に別の手で「ギリシア語: *Grecum*】としています。ウィーン写本は、ここでもテキストを提示する努力を怠り、五〜六字分のスペースを空欄としていますが、ここでも新しい手が欄外に「ギリシア語が欠けている: *Grecum deficit*】と付け加えています。

他にも『新勅法羅文正訳』の様々な箇所で、ギリシア語のテキストがラテン語のテキストに、偶然入り込んでいますが、「我々の」新勅法一五九号からの例でもう十分でしょう。

『新勅法羅文正訳』の読者は、このテキストが激しい変造を受けたものであるという印象を、何世紀にも渡ってもち続けてきたことは明らかです。それはとりわけ、読み取り可能なラテン語の単語がしばしば意味をなさなかったためでしょう。標準版の刊行者クロルは、はしがきで次のように書いています。

したがって出版の意図は、ギリシア語の新勅法と『新勅法羅文正訳』両方の古い形を復元することにあつた。どちらにも非常に大きな障害がある。一方について(ギリシア語の新勅法)は、引用された言葉がユステイニアヌ自身によるものなのか、何らかの編纂事業の編纂者なのか、それとも最近の改竄者なのか、わからない。他方につい

て（『新勅法羅文正訳』）は、その者が使ったギリシア語のテキストが何なのか、またこのおそらくは大変な馬鹿者が理解したことを判断するのは、通常極めて困難だからである。<sup>(12)</sup>

このことに照らすと、校訂者たちが、古文書学的配慮ではなく内容および理論上の基準に基づいて、テキストを自由に校訂することも許される、と考えたのも、驚くに当たらないでしょう。この活動は、——薄弱な根拠に基づいて——ユスティニアヌスのテキスト全体を、いわゆる古典期ローマ法のテキストに変更することができると考えた、二〇世紀のインテルポラティオ批判に似ています。<sup>(13)</sup> しかし一六世紀校訂者たちのテキストの校訂の方が、二〇世紀のそれよりも許容され得るのではないのでしょうか。なぜなら、一六世紀には、「初刊テキスト」は近代古文書学の基準に従って成立したものでなかったわけですし、新たな写本が発見されることも珍しくなかったからです。これでは、テキストへの介入も仕方がないでしょうし、それが「変造を受けた」『新勅法羅文正訳』のようなテキストであればなおさらです。このことは、『新勅法羅文正訳』一二六号（新勅法一五九号）の標題に明白に現れています。新勅法一五九号の標題と、おそらく後に付け加えられたものであろう『新勅法羅文正訳』一二六号のそれは、互いにかなり異なっているのです。『新勅法羅文正訳』一二六号は *De restitutione fideicommissi et nomine familiae usque ad quatum gradum locum habet.*（信託遺贈と家産の回復について何親等まで効力を持つか）です。「しかし」印刷された校訂版のうち、ほとんどの最も古いものにおいてでさえ、より詳しい説明もなく、*quatum*（何「親等」）という語は *quatum*（第四「親等」）に置き換えられています。<sup>(14)</sup> というのも「*quatum*の方が」新勅法の内容に適合する、と出版者たちが思ったからです。新勅法一五九号のギリシア語テキストが、一五三一年に活字としてはじめて未完のハロアンダー版に現れた時、テキストは次の通りでした *Ἐστε τὰς ἀνοκαταστραφείας μέγιστι ἐνὸς βαβιουὶ ἰστραφθαί*（第一親等までの代襲の効力）。しかし、ギリシア語の題目を、それ以前に校訂を受けていた『新勅法羅文正訳』の題目に合わせるため、一

五四三年にアンドレアス＝アルチャート（一四九二—一五五〇）は大胆な判読を行います。彼は εὐος（一「親等まで」）を εὐος（四「親等」）に校訂したのです。次いでアマールバツハは、これを誤ったギリシア語であるとして、εὐοςという単語を削除したので、テキストはこの時点で εἰς τὰς ὑποκαταστάσεις μετὰ τῶν βαβυλῶν τεταθῆαι（第四親等までの代襲相続の効力）となりました。

クジャース（一五二二—一五九〇）は後に、一五五九年の『考察』のひとつにおいて、これらの根拠を欠いた判読のすべてが、テキストに抵触するものである、との考えを明らかにしました。<sup>16</sup> 彼は、『新勅法羅文正訳』の印刷されたテキスト（in libris excusis）には quartum（四番目）の語が見られたのに対し、全ての写本（omnes scripti）には quotum（何番目）とあった、と言います。彼はまた、アルチャートの判読にも異を唱えています。まず彼は、ギリシア人は μετὰ εὐοςとは言わない（sic Graeci non loquuntur）と述べ、μετὰ εὐος（四「親等」まで）であるべきだとします。しかしより重要なのは、標題が信託遺贈に関するものではなく、第一親等に限って効力をもつ代襲に関するものだったことです。つまり、子のみが代襲相続人として行為し得る、というわけです。

テキストの伝承に関してはそのくらいにして、とりわけ譲渡禁止に着目しつつ、訴訟の法的意味について若干触れておきましょう。チュービンゲン大学法学部の見解は、偉大なバルトルス・デ・サクソフェッラート（一三一四—一三五七）の師であるヤコブス・デ・ベルビジオ（またはベルビゾ、生年不詳—一三三八<sup>16</sup>）の見解を基礎とするものでした。ベルビジオは、譲渡禁止が永遠に（in infinitum）効力を継続するとの見解だったので、子孫は、禁止の対照となる所領について、いつでも訴えることが出来る、と考えました。そして、新勅法一五九号はある具体的事例について発せられたものであり、したがって普遍的に妥当するものではない、という論拠でこの障害を取り除いたのです。多くの法律家が彼の見解に従い、その結果この見解が、チュービンゲン大学の助言者たちによると、通説となりました。しかも、普遍的に共有された見解には重みがありました。中世においては「判決を下し、助言を行うにあたっては、通説からで

きるだけ乖離しないこと」という格率が支配していたからです。しかしながら、ボニアキウス・アマールバツハは、チュービンゲン大学の学者達に、根本から反対します。彼によると、通説というのは見解の数を数えるのではなく、それらの重さを量ることによって成立するものです。法源としての卓越が最も重要な要素であつて、新勅法一五九号を、法源の効力との観点から見ると、「これは、法源としての重みの少ない」単なる見解ではなく、「法源として重みのある」法そのものだとします。ですから後の法学者の解釈は、これに従つて為されなければなりません。新勅法が、ある特定の事例についてのみ有効であるとして退けられたことに対するアマールバツハの解答は、「この見解が」誤りである、というものでした。その根拠として、第一に、ユステイニアヌス自身がこの新勅法の最後で、将来の事例は全てこの通りに判断されるべき、と述べていることと、第二に、準則が新勅法の標題に掲げられており、通常、標題には規定の要旨がのべられている、という二つのことが挙げられました。アマールバツハが、ギリシア語の標題も信託遺贈が四世代目までしか効力がない (*ὅστε τὰς ὑποκαταστάσεις μέχρι ὅ βαβυῶν ἑσταθῆαι*) と述べている、と示すことにあれほど熱心であつたのは、このためだったのです。既に「クジャースの指摘に」見たように、彼は完全に誤解していた訳ですが、彼は心からアルチャートの校訂した判読に従うべきと信じていました。要するに、「アマールバツハの信ずるところによると」新勅法一五九号は普遍的に有効であり、従つて、讓渡禁止は第四親等までのみ効力を有し、それ以上は無効なのです。これはヴェルテンベルグ家の事件にとつては極めて不幸なことでした。というのも、オレンジ公ウイリアムのために遺言処分をしたルネ・ド・シャロンが遺言者から五親等、あるいは実に六親等に当たるからです。しかしチュービンゲンの法学者たちも簡単にあきらめません。彼らの見解には、新勅法一五九号が普遍的に有効であり、したがつて讓渡禁止が第四世代まで効力を持つという、不利な事実も織り込み済みでした。禁止の効力が制限されるということが実際に証明された場合にそなえて、彼らは他の論拠を隠し玉として持っていました。すなわち、親等をどの世代から起算すべきか、というものです。遺言者から起算すべきなのか、彼の相続人か、それとも、信託遺贈を結局ま

はじめに負担することとなる相続人の相続人からかもしれない、というのです。シャルル・ドウムランは、対オレンジ公事件の助言者ではなく、ヴェルテンベルグ家によつて提起された同じ遺言に関する類似の訴訟について助言を行ったのですが、彼の見解はこの「『世代起算問題』」関連で興味深いものでした。ドウムランも新勅法一五九号の検討を余儀なくされます。遺言による禁止に違反して譲渡されたと主張し、バーゼルの司教、聖堂参事会および教会に対して、ポレントルイの領地の回復を求めるゲオルグ・フォン・ヴェルテンベルグ「『ウルリッヒの異母弟』」のために彼が用意した見解において、「新勅法一五九号の」規定をより詳細に論じているのです。<sup>17</sup> 彼はハロアランダの標題 *λέγοντες εὐσβεστοῦ* (一親等まで) を「ある学者の捏造した狂想詩 (*rhapsodia corrupta cuiusdam scholastici*)」と表現する一方、『新勅法羅文正訳』のテキストに着目し、「結局のところ、これは真正で一部はユステイニアヌス自身によつて発せられたもの (*partim etiam Latinae ab ipso Justiniano editae*)」として、通説判例で受け入れられた卑俗の文言 (*litterae vulgatae et communi et in usum receptae*) に忠実であるべきだとします。ではラテン語のテキストには何とあるでしょう。Usque ad quartum gradum (第四親等まで) とあります。そこで数えてみると、ゲオルギウス「『ゲオルグ・フォン・ヴェルテンベルグ』」は第三親等 (*tertius ab illa*) に属するので、その結果四親等「以内」に十分属する (*infra tertium gradum*) こととなるのです。なぜなら彼は、遺言者によつて指定された者、すなわち禁止の対象となる者から数えて三番目であり、「直接の相続人であった」彼女「『ジャンヌ』」自身は算入されない (*quae non debet computari*) からです。ここでドウムランは、例のヤコブス・デ・ベルヴィジオや同じような議論を展開したアレクサンデル・デ・イモラに言及しています。チュービンゲン大学法学部は、彼らのオレンジ公に対抗する意見書で同じ算定方法を提唱しました。ルネ・ド・シャロンが譲渡禁止の及ぶ第四世代に属し、従つてまだ効力があつたことを顧慮してのものでした。アマーバツハはこの点に関しても、彼らと意見を異にし、大先達のユーリアーヌスを引用しながら、元々の相続人から起算しなければならぬことを示しました。<sup>18</sup> ユーリアーヌスは「ビザンツ法学での」「大先達」であり、

ユステイニアヌス時代の教授であったので、「彼の見解は」第一級法源です。『新勅法講義抄（エピトメ）』と呼ばれる、新勅法に関する彼のラテン語の講義録が伝わっていますが、これは五五六年頃に書かれました。<sup>(19)</sup> ユーリアーヌスは、新勅法一五九号について、彼の『新勅法講義抄（エピトメ）』一一七号で、第四九九章として「はじめの相続人は第四世代に算入されて（*primo herede inter quatuor successiones reputato*）」と明示しているのです。<sup>(20)</sup>

ドゥムランが彼の見解のいくつかで主張した最後の論拠は、家の名譽と品位を保持するための所領の譲渡を禁止する（*ad decus et conservationem antiquae nobilitatis et dignitatis familiae spectabant*）ブルゴーニュの不文律、地方の慣習（*consuetudo regionis*）に訴えることでした。ドゥムランは慣習法の大家であり、一五三九年にはパリ慣習法に關して權威ある注釈書を著しています。対オレンジ公の事件において、チュービンゲン大学法学部は慣習法にも言及しましたが、アマーバッハは、事件が遺言相続に関するものであり、ローマの遺言相続法によつて判断されるべきものであることから、難なくこれを退けてしまいました。遺言は、ゲルマン法では知られていませんでしたが、前述のように、ローマ法の準則に従ったカノン法を通じて、北部地方に継受されたからです。

最後に結論です。ヴェルテンベルグ対オレンジ公の事件において、新勅法一五九号はヴェルテンベルグの勝訴を妨げる深刻な障害であることが証明され、一〇〇年以上続いた訴訟の後、彼らの訴えはとうとう退けられました。<sup>(21)</sup> 一六六六年四月一四日、ドールのパルルマンは、オレンジ公勝訴の最終判断を下したのです。判決はドイツ語で書かれており、通常の裁判と同様、理由は書かれていませんでした。<sup>(22)</sup> 従つて、ドールのパルルマンの判断がどのような根拠に基づくものであったのかは、分らないままです。おそらく、それはアマーバッハの論拠と大きく異ならなかったでしょう。

ヴェルテンベルグ家はそれでも諦めませんでした。<sup>(23)</sup> 一六八三年、彼らは一六六六年判決の見直しを申し立てますが、この申請も一六八五年に却下されました。<sup>(23)</sup> 訴訟開始から一五〇年後、オラニエ家は、オランダ統領ウィリアム三世の時代に、やっと勝者であることが確定します。しかしながら、この魅力的な事件について私がお話したのは、事件の結

果故と言うよりも、むしろローマ法、とりわけビザンツ法が歴史上重要であったことを示すためであった、ということ  
を改めて申しておきましよう。

- (1) Pierre de Bourdelles, seigneur de Brantôme, *Oeuvres complètes*; ed. L. Lalanne, Paris 1864-1882, I, 246
- (2) ルネ・ド・シャロンはナッサウ家のヘンリー二世とシャロン家のクラウゼまたはクラウゼーナーの間の息子、ナッサウ家の  
ナートゥスとして生まれた。ところが、母方が最高の貴族の家柄に属していたので、母の名を名乗った。
- (3) ウィリアムは、アドルフ・フォン・ホルシュタイン＝シャウエンブルグ、ヨハン・ファン・メロデ、クラウゼ・ド・ブートンか  
らなる後見人団の後見下にあった。彼の父ウィリアムは、その「異端的」信仰のために後見人となることを許されなかったのであ  
る。
- (4) 一九一八年から一九二〇年まで皇帝はブロンン城に居住していた。オレンジ公の称号はついで Reinildis van Ditzhu-  
yzen, Oranije-Nassau, een biografisch woordenboek, Haarlem 2003 の註 C-Fasseur, Wilhelmina, De jonge koningin, 1998, 21  
参照。
- (5) Carolus Molinaeus, *Opera Omnia*, tomus III, 1612, consilia III-VIII 号及び XXXVI
- (6) ドイツ語バージョンは A.Hartmann / B.R.Jenny, *Die Amerbachkorrespondenz*, Vol.VI, 1967, no.2687 を見ればよい。ラ  
テン語バージョンはバーゼル大学公共図書館 写本 C. VIa Band 56, 543-591 に保管されている。この問題全般に関しては、秀れ  
た業績である H.R. Hagemann, *Die Rechtsgutachten des Bonifacius Amerbach*, Basel 1997, 196ff. 参照。
- (7) 新勅法に関しては必携の手引書 N. van der Wal, *Manuale Novellarum Justiniani*, 2 ed., Groningen 1998 参照。新勅法一五  
九号そのものは J.H.A. Lokin, *Ad Novellam 159*, in: *Novella Constitutio*, Studies in honour of Nicolaas van der Wal,  
*Subseciva Groningana IV*, Groningen 1990, 131-150.
- (8) 『新勅法羅文正訳』のついでに H.J. Scheltema, *L'enseignement de droit des antecesseurs*, Leiden 1970, 52ff (Opera minora,  
*Groningen 2004*, 58ff. 参照) のなかで *Das Authenticum*, *Subseciva XI*, in: *Tijdschrift voor Rechtsgeschiedenis* 31, 1963, 275  
-279 (Opera minora, 133-137 参照)。
- (9) 注 8 参照。
- (10) グレゴリウス法王が『新勅法羅文正訳』から引用しているため、遅くとも七世紀初頭には、このような状況が生じていた。

- H.J. Scheltema, Antecessors (通称28) 95 頁参照。
- (11) D. Holwerda, Fouten in het Authenticum, in: ed. R. Feenstra, J.H.A. Lokin, N.van der Wal, Flores legum H.J. Schltema antecessori Groningano oblati, Groningen 1971, 115-119. 後掲29参照。
- (12) R. Schoell, W. Kroll, 'Novellen', in Corpus Iuris Civilis III 1894/1972, praefatio, XIII: Huius igitur editionis consilium est et novellarum graecarum et Authentici pristinam restituere formam. Ab utraque parte summae obstant difficultates; illic saepe nescis utrum ipsius Iustiniani an redactoris sylloges alicuius an interpolatoris recentioris verba recuperes; hic plerumque difficillimum est diiudicare, quid in exemplari graeco scriptum viderit, quid intellexerit qui verit homo perquam stultus. 後掲29の( ) 及び註解2924参照。
- (13) J.H.A. Lokin, The End of an Epoch: Epilegomena to a Century of Interpolation Criticism, in: edd. R. Feenstra et al. Collatio Iuris Romani, Etudes dédiées à Hans Ankum, Amsterdam 1995, 261-274.
- (14) H.E. Troje, Graeca leguntur, Cologne 1971, 212ff.
- (15) Observationes 4.38, in: Jacobi Cuiacii, Operum tomus tertius, Naples, 1758, 111.
- (16) Jacobus de Belvisio, Aurea lectura summam Autenticorum consuetudines et usus Feudorum elucidans, Lyon 1511, facsimile reprint Bologna, 1971, 72 recto.
- (17) Carolus Molinaeus, Opera omnia (通称29), III, 1612, cons. XXVI no.13.
- (18) Troje (通称24) 215 頁ハイマンがノーリヌースの『新勅法講義抄』を使用したことであるが、Hageman (前掲注9) 202, 頁901 頁ハイマンが実は『新勅法講義抄』の写しを有していたことを示している。
- (19) H.J. Scheltema, Opera minora (通称28) 91 ff. 参照。新勅法一五九号はノーリヌースが言及した最新の勅法である。W. Kaiser, Die Epitome Juliani, Beiträge zum römischen Recht in frühen Mittelalter und zum byzantinischen Rechtsunterricht, Frankfurt am Main, 2004, 179 頁『新勅法講義抄』の執筆は10年代よりも早くから始まったものとするが、五四八年より後でそのハイマン問題がなされることである。
- (20) Iuliani Epitome Latina Novellarum Iustiniani, instruxit Gustavus Haenel, Lipsiae 1873, 164.
- (21) 訴訟関係書類のインターネットガレリの中央国立図書館 (Hauptstaatsarchiv) 中のバーン・ヴェルテンベルグ＝ラント図書館の保管されている no.A266, Büschel 764-784 に見えることである。
- (22) Hauptstaatsarchiv Stuttgart A266 Bü 777. 判決は野田が示すものになるのは、フランス革命を待たなければならぬ。
- (23) Hauptstaatsarchiv Stuttgart A3 Bü 140 頁及び A266 Bü 782-784.

付記 ビザンツ法の国際的權威であるオランダ王立学士院会員、フローニヘン大学法学部教授 J.H.A. Lokin 博士 (一九四五年生) は、九州大学後援会の援助により平成一八年三月来学され、本講演の他ビザンツ法ワークショップで貴重な助言を賜ったことを記し、関係各位に厚く御礼申し上げる。